

令和7年度介護保険制度改正による変更点

● p 2 2、 p 2 3

「介護予防・生活支援サービス事業」 → 「活動事業（第1号事業）」

改正日：令和7年4月1日

● p 2 6

居住費・食費の基準費用額（1日あたり）

居住費（滞在費）				食費
ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円) <u><697円></u>	1,445円

() 内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

<>内の金額は、「その他型」もしくは「療養型」の介護老人保健施設または「II型」の介護医療院における多床室（療養室の床面積が8㎡/人以上に限る）を利用した場合の額です。

改正日：令和7年8月1日

● p 2 6

居住費・食費の自己負担限度額（1日あたり）

利用者 負担 段階	所得の状況	預貯金等の 資産の状況	居住費（滞在費）				食費
			ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設
2	前年の合計所得金額＋ 年金収入額が <u>80.9万円</u> 以下の方	単身： 650万円以下 夫婦： 1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 【600円】
3-①	前年の合計所得金額＋ 年金収入額が <u>80.9万円</u> 超120万円 以下の方	単身： 550万円以下 夫婦： 1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 【1,000円】

改正日：令和7年8月1日

● p 2 7

自己負担の限度額（月額）

区分	限度額
世帯全員が住民税非課税	24,600円（世帯）
・ 老齢福祉年金受給者の方 ・ 前年の合計所得金額＋課税年金収入額が <u>80.9万円</u> 以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）

改正日：令和7年8月1日

● p 2 7

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
低所得者（住民税非課税世帯の方）	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方（年金収入のみの場合 <u>80.67万円</u> 以下の方）	19万円

改正日：令和7年8月1日

● p 2 9

所得段階別介護保険料

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	・ 生活保護受給者の方 ・ 世帯全員が市民税非課税の方で、老齢福祉年金受給者 ・ 世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>80.9万円</u> 以下の方	基準額× 0.285	18,460円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>80.9万円</u> 超120万円以下の方	基準額× 0.485	31,420円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>80.9万円</u> 以下の方	基準額× 0.9	58,320円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が <u>80.9万円</u> 超の方	基準額	64,800円

改正日：令和7年4月1日